

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(五・生活安全企画課)

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例の施行期日を定める規則(六・少年課)

告示

入会林野整備計画の認可申請を相当とする旨の決定(七三・林業政策課)

皆伐面積の限度(七四・森林土木課)

道路区域の変更(七五、七六・道路環境課)

開発行為に関する工事の完了(七七・平鹿建設事務所)

公告

一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療センター)

特定非営利活動法人設立の認証の申請(県民文化政策課)

土地改良区の定款変更の認可(北秋田総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の決定(北秋田総合農林事務所)

土地改良区の役員退任の届出(山本総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の決定(仙北総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の変更(仙北総合農林事務所)

共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を相当とする旨の決定(平鹿総合農林事務所)

県営土地改良事業工事の完了(平鹿総合農林事務所)

一般競争入札の実施(管財課)

教育委員会告示

教育委員会会議の開催(一)

規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第七十二号)の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六号

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例の施行期日を定める規則

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例(平成十三年秋田県条例第七十三号)の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

告 示

秋田県告示第七十三号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十六号)第六条第一項の規定により、五城目町湯ノ又地区入会林野整備組合代表者松橋武からなされた入会林野整備計画に係る申請を相当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

一 申請年月日 平成十四年一月十日

二 縦覧に供すべき書類の名称 五城目町湯ノ又地区入会林野整備計画書の写し

三 縦覧期間 平成十四年二月四日から同年三月六日まで

四 縦覧場所 林務部林業政策課及び秋田総合農林事務所林務課及び五城目町役場

秋田県告示第七十四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により平成十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | | | | |
|-------|--------|--------|-------------------|-----|-----------|---------|---------------------|
| 雄物川下流 | 六七・九三 | 六四・九〇 | 仙北町、河辺町、雄和町、神岡町、西 | 保安林 | 同一の単位とされる | 水源かん養 | 皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度) |
| | | | | | | (ヘクタール) | |
| 太平川 | 一五九・四五 | 五・〇二 | 秋田市 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 男鹿地区 | 四・八四 | 七・一〇 | 男鹿市 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 馬場目川 | 五一・七四 | 六・五六 | 五城目町、昭和町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 三種川 | | 三〇・九六 | 琴丘町、山本町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 水沢川 | 二七五・六六 | 八三・八八 | 八森町、峰浜村 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 米代川下流 | 二二六・二四 | 八四・八一 | 能代市、二ツ井町、藤里町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 阿仁川 | 五三一・三九 | 八六・一〇 | 森吉町、阿仁町、合川町、上小阿仁村 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 米代川中流 | 四一八・五四 | 二〇〇・〇八 | 大館市、鷹巣町、比内町、田代町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 米代川上流 | 七八四・二六 | 七二・七六 | 鹿角市、小坂町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |

| | | | | | | | |
|--------------|--------|--------|-------------------------|-----|-----------|-----|------------|
| 天王・秋田北 | 〇・六六 | 一・〇八 | 秋田市、天王町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 若美 | 〇・六六 | 一・〇八 | 秋田市、天王町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 男鹿 | 一・二六 | 一・二六 | 男鹿市 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 八竜 | 〇・四〇 | 〇・四〇 | 八竜町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 能代 | 一七・六二 | 一七・六二 | 能代市 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 峰浜飛砂防備保安林 | 九・二六 | 九・二六 | 峰浜村 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 同一の単位とされる保安林 | 八・三〇 | 八・三〇 | 仁賀保町、象潟町、西目町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 白雪川 | 一七八・四八 | 八・三〇 | 仁賀保町、象潟町、西目町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 子吉川上流 | 四五二・一八 | 八七・六二 | 矢島町、島海町、羽後町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 子吉川下流 | 一三三・三〇 | 四六・二四 | 本荘市、岩城町、由利町、大内町、東由利町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 雄物川上流 | 六二二・三六 | 一一五・三六 | 湯沢市、雄勝町、羽後町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 皆瀬川 | 四六一・五二 | 一六六・二二 | 湯沢市、雄勝町、羽後町 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 平鹿地区 | 四三三・八四 | 五六・四六 | 横手市、平鹿町、大森町、雄物川町、山内村 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 川口川 | 二五八・五四 | 二九・六八 | 大曲市、六郷町、中仙町、太田町、千畑町、仙南村 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |
| 玉川 | 五二九・五五 | 七一・三二 | 角館町、田沢湖町、西木村 | 保安林 | 同一の単位とされる | 保安林 | 面積(残存許容限度) |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|------------|----------|-----------------|--------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|------------|
| 馬場目川 " | 三種川 " | 米代川下流 " | 阿仁川 " | 米代川中流 " | 米代川上流干害防備保安林 | 秋田南 " | 若美 " | 男鹿 " | 八竜 " | 峰浜 " | 八森防風保安林 | 金浦 " | 本荘・西目 " | 秋田南飛砂防備保安林 |
| 四・三四 | 三三・四〇 | 〇・九六 | 一・八二 | 二三・四二 | 〇・四一 | 〇・六一 | 〇・〇二 | 一二・四〇 | 〇・二四 | 〇・三八 | 〇・五八 | 〇・一四 | 六・八八 | 二三・五二 |
| 昭和町 | 琴丘町、山本町 | 藤里町 | 阿仁町、合川町 | 大館市、鷹巣町、比内町、田代町 | 鹿角市 | 秋田市 | 若美町 | 男鹿市 | 八竜町 | 峰浜村 | 八森町 | 金浦町 | 本荘市、西目町 | 秋田市 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|----------|------------|------------|------------|----------|-----------|-------------|---------|-------------|----------|-------------|
| 田沢湖 " | 角館 " | 河辺 " | 秋田保健保安林 | 白雪川 " | 子吉川上流 " | 子吉川下流 " | 雄物川上流 " | 皆瀬川 " | 平鹿地区 " | 川口川 " | 玉川 " | 雄物川下流 " | 太平川 " | 男鹿地区干害防備保安林 |
| 二・五八 | 〇・六四 | 〇・六二 | 七・六四 | 二・九四 | 二・三四 | 一一・九六 | 三・五八 | 七・〇〇 | 一・一二 | 三・二六 | 四・七四 | 六・九〇 | 一・〇〇 | 一・二〇 |
| 田沢湖町 | 角館町 | 河辺町 | 秋田市 | 仁賀保町、象潟町 | 鳥海町 | 本荘市、大内町 | 湯沢市、雄勝町 | 東成瀬村、皆瀬村 | 横手市、山内村 | 大曲市、中仙町、千畑町 | 田沢湖町 | 河辺町、雄和町、協和町 | 秋田市 | 男鹿市 |

| | | |
|---------|------|-----|
| 皆瀬保健保安林 | 〇・二八 | 皆瀬村 |
| 本庄 | 〇・二〇 | 本莊市 |

秋田県告示第七十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年二月一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

| 県道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|----|-------|-------|-----|--|---|----------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| | 秋田空港線 | 秋田空港線 | | 河辺郡雄和町椿川字小友沢三三番一五地先から平尾鳥字田ノ沢一〇四番四二地先まで | | 一七・〇〇〇～七二・〇〇〇 | 〇・三四九 |
| | 秋田空港線 | | | | | 四九・〇〇〇～一〇五・〇〇〇 | 〇・三四九 |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年二月一日から同月十四日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年二月一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

| 県道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|----|----------|----------|-----|---|---|----------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| | 秋田御所野雄和線 | 秋田御所野雄和線 | | 秋田市上北手御所野字雨池通五番一六地先から河辺郡河辺町戸鳥字藤島三〇番地先まで | | 六・五〇〇～三五・〇〇〇 | 一・九一五 |
| | 秋田御所野雄和線 | | | 秋田市上北手御所野字雨池通五番一六地先から河辺郡河辺町戸鳥字藤島三〇番地先まで | | 六・五〇〇～三五・〇〇〇 | 一・九一五 |
| | | | | | | 二五・〇〇〇～一二五・五〇〇 | 一・六五五 |

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年二月一日から同月十四日まで

秋田県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年八月二十八日付け指令平建 二百三十三 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平鹿郡平鹿町上吉田間内字野田二百十九番地

株式会社羽後パッケージ 代表取締役 長 澤 利 一

二 開発区域に含まれる地域の名称

横手市赤坂字十九番五、十九番六、十九番十七、二十番一の内、二十番二及び四十番一の内

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

日本工業規格一種一号重油（特A重油）

約百五万リットル（一リットル当たりの単価契約）

(二) 購入物品の仕様等

仕様書による。

(三) 納入期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

(四) 納入場所

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総務管理班（電話〇一八 八九二 三七五一）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年二月四日（月）から三月八日（金）までの期間、随時交付する。

(三) 入札書の受領期限

平成十四年三月二十日（水）午後一時三十分

郵便による場合は、秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十五条第一項に規定するところによる。

四 開札の日時及び場所

平成十四年三月二十日（水）午後一時三十分 三（一）に掲げる場所

五 入札保証金及び契約保証金

規則第六十条から第六十三条まで及び第七十七条から第七十九条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

(四) 契約書作成の要否

要 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(五) その他の詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | |
|------------|-------------------|-------|-----------------------------|---|
| 申請年月日 | 申請に係る特定非営利活動法人の名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成十四年一月十五日 | 秋田県南パソコン支援市民ネット | 沼倉 充 | 雄勝郡雄勝町小野字油屋敷十五番地雄勝町公民館小野分館内 | この法人は秋田県南部において、パソコンなどの情報技術に関する支援事業を行い、情報技術の恩恵を享受できる地域環境を創出し、その活性化に寄与することを目的とする。 |

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鷹巣町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年一月二十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大館市川口字長里九十八番地虹川重雄ほか十五人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（川口地区土地改良総合整備事業（担い手育成型））（計画書の写し）
- 二 縦覧期間 平成十四年二月四日から同年三月四日まで
- 三 縦覧場所 大館市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、能代市榑土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

能代市字柏子所百二十番地
" 明治町十六番地十六

田中昭範
佐藤鉄雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、仙北郡中仙町豊川字堂の前七田村栄一ほか三十九人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（豊川地区土地改良総合整備事業（担い手育成型））（計画書の写し）
- 二 縦覧期間 平成十四年二月四日から同年三月四日まで
- 三 縦覧場所 中仙町役場及び角館町役場

仙北郡南外村字無尻橋四百二十五番地一佐々木茂治ほか十五名から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（西ノ又地区土地改良総合整備事業（一般型））（変更計画書の写し）
- 二 縦覧期間 平成十四年二月四日から同年三月四日まで

三 縦覧場所 南外村役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、平鹿郡平鹿町醍醐字当面町二番地神坂勝治ほか二十六人からなされた土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（金屋地区ほ場整備事業）計画書及び規約の写し

二 縦覧期間 平成十四年二月四日から同年三月四日まで

三 縦覧場所 平鹿町役場

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業（奥羽南部第二地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

（二）完了年月日 平成十三年十二月二十五日

二 県営土地改良事業（大雄南線地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）

（二）完了年月日 平成十三年八月二十一日

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年二月一日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

（一） 購入物品名及び数量

窓あき封筒（法人二税申告書用ほか十種類） 五十万九百枚

（二） 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（三） 納入期限

平成十四年三月二十八日（木）

（四） 納入場所

秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

（一） 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

（二） 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

（三） 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

（一） 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

（二） 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年二月一日（金）から同月十二日（火）までの期間、（一）に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月十五日（金）午前十一時三十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。

六十条から第六十六条までに規定するところによる。

六 その他

（一） 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

（二） 入札の無効

規則第六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

（三） 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

（四） 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ

(五) れた必要書類等を提出すること。
その他
詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第一号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十四年二月一日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛治

一 日時 平成十四年二月五日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会室

三 案件

(二)(一) 秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則案について 他一件
その他

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社